

令和6年第3回野洲市農業委員会  
総会議事録

令和6年3月11日開催

野洲市農業委員会事務局

## 令和6年第3回野洲市農業委員会総会議事録

令和6年3月11日 午前9時30分より野洲市総合防災センター2階研修室において、令和6年第3回野洲市農業委員会総会を開催する。

出席委員は、下記のとおり。

### 1. 出席委員

- 1 番 野洲 秀一
- 2 番 針本 一春
- 3 番 北中 良夫
- 4 番 井上 輝子
- 5 番 中濱 佳久
- 6 番 橋本 高明
- 7 番 森 恒仁
- 8 番 田中 靖志
- 9 番 角出 昇
- 10 番 北浦 一宏
- 11 番 木村 二郎
- 12 番 市木 和雄
- 13 番 米澤 博
- 14 番 井狩 憲一
- 16 番 島村 平治
- 17 番 清水 稔
- 18 番 山本 芳隆
- 19 番 岩井 正男
- 20 番 青木 章
- 21 番 川東 静佳
- 22 番 石塚 健一
- 23 番 小森 喜一
- 25 番 山田 富男
- 26 番 立入 三千男

### 2. 欠席委員

- 15 番 辻 美智子、24 番 廣瀬 久雄

### 会議に参与したる職員

農業委員会	事務局長	西野 智
	主 幹	竹中 宏
	主 任	保智 翔太

	主 任	松本 真紀子
農林水産課	主 査	牧 利昌
	主 任	中川 大貴
	主 事	亀井 茜里

議 長 みなさま、おはようございます。  
本総会がスムーズ執り行われますよう、みなさまのご協力をよろしくお願い申し上げます。  
ただいまから、令和6年第3回農業委員会総会を開催します。  
本日の出席委員は24名であります。  
欠席は15番 辻 委員、24番 廣瀬 委員であります。  
これより、日程に入ります。  
日程第1 会議録署名委員の指名を行います。  
17番 清水 委員、18番 山本 委員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について、本会期は、本日1日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
ご異議なしと認めます。  
よって会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議第9号から議第12号の4案を順次上程します。  
議第9号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議第9号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてご説明いたします。

案件は1件でございます。

議案書の2ページをお願いいたします。資料は別紙Aの1ページから4ページになります。

吉川 ●●●番、登記地目、現況地目ともに畑、面積256㎡について、譲渡人 ●●●から譲受人 ●●●へ、農家住宅にするため売買により所有権の移転をされるものです。譲受人の●●●は、現在申請地に隣接する実家に両親と同居しています。この度、持ち家を新築するにあたり、将来的に両親の介護や、農業を継いでいくことから、実家に近い土地を検討され、実家に隣接する農地を所有する●●●との間で話がまとまり、今回の申請に至っております。

別紙Aの3ページ、造成計画図をご覧ください。

赤色の隣地境界線で囲まれた部分が今回の申請地になります。

図面左上に駐車スペースと記載があります。こちらは長年●●●の実家の駐車スペースとし

て利用されてきました。今回の転用にあたり、●●●より手続きをせず農地の一部を農地以外に利用してきたこと、今後は農地法を遵守する旨の顛末書が提出されています。現地確認の結果、この部分を農地に回復することも困難であることから、顛末案件として申請を受け付けております。

転用にあたり、実家敷地と隣接する北側以外の周囲は既存のブロックが配置されています。雨水排水は自然浸透および会所枡へ集水したのち、道路側溝にて排水処理します。別紙Aの1ページの調査表をご覧ください。

農地法第5条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

申請地の農地区分については、市街地の区域内にあることから、第3種農地と判断します。その他の項目についても記載のとおりです。

事務局からの説明は以上です。

議 長 続きまして、意見委員の説明を求めます。  
第9番 角出 委員お願いします。

角出委員 9番 角出です。吉川の案件について説明します。  
詳細については事務局からの説明があったとおりですが、譲受人の●●●が、今後の両親の介護などを見据えて、実家近辺で住宅用地を検討していたところ、実家の隣地にある農地を所有する譲渡人の●●●との間で売買の話がまとまり、今回の申請に至っております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。  
ご質疑はございませんか。  
ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
これより議第9号の採決に入ります。お諮りいたします。  
議第9号について賛成の方は挙手をお願いします。  
挙手全員と認めます。よって議第9号は許可することに決定いたしました。

続きまして、議第10号 農用地利用集積計画について、を議題とします。  
この案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に基づき、利害関係者は議事に参与することができないということで、貸借関係の方につきましてはご退席をしていただくことで進めます。  
第12番 市木 委員、第18番 山本 委員、第23番 小森 委員の3名に退席を求めます。  
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議第10号 農用地利用集積計画についてをご説明いたします。  
議案書の3ページをご覧ください。資料は別紙Bになります。

当議案は、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律 附則第5条第1項の規定により作成された、農用地利用集積計画について、本委員会の決定を求めるため、提出されたものです。

内容は別紙Bの明細書のとおりです。では、別紙Bの3ページをご覧ください。

利用権が設定されたのは、合計42筆 96, 274㎡です。

所有権移転につきましては、別紙Bの5ページをご覧ください。

農林水産課の担当よりご説明させていただきます。

農林 農地利用集積計画のうちの、所有権移転について説明させていただきます。

水産課 案件は4件です。

1件目は、所有権移転を受ける者は野洲市●●●番地、●●●です。

所有権を移転する者は野洲市●●●番地、●●●です。

所有権を移転する土地は野洲市 ●●●番、現況地目 田、面積228㎡、所有権を移転する日は令和6年3月27日です。売買金額は1筆合計●●●円です。所有権移転を受ける者が備えるべき要件については、議案書のとおり全て満たされております。

2件目は所有権移転を受ける者は野洲市●●●番地、●●●です。

所有権を移転する者は野洲市●●●番地、●●●です。

所有権を移転する土地は野洲市 ●●●番、現況地目 田、面積121㎡、野洲市 ●●●番、現況地目 田、面積548㎡、野洲市 ●●●番、現況地目 田、面積214㎡、所有権を移転する日は令和6年3月27日です。売買金額は3筆合計●●●円です。所有権移転を受ける者が備えるべき要件については、議案書のとおり全て満たされております。

3件目は所有権移転を受ける者は野洲市●●●番地、●●●です。

所有権を移転する者は野洲市●●●番地、●●●です。

所有権を移転する土地は野洲市 ●●●番、現況地目 田、面積257㎡、野洲市 ●●●番、現況地目 田、面積99㎡、所有権を移転する日は令和6年3月27日です。売買金額は2筆合計●●●円です。所有権移転を受ける者が備えるべき要件については、議案書のとおり全て満たされております。

4件目は所有権移転を受ける者は野洲市●●●番地、●●●です。

所有権を移転する者は野洲市●●●番地、●●●です。

所有権を移転する土地は野洲市 ●●●番、現況地目 田、面積201㎡、所有権を移転する日は令和6年3月27日です。売買金額は1筆合計●●●円です。所有権移転を受ける者が備えるべき要件については、議案書のとおり全て満たされております。

以上4件、ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。  
ご質疑はございませんか。  
ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
これより議第10号の採決に入ります。お諮りいたします。  
議第10号について賛成の方は挙手をお願いします。  
挙手全員と認めます。  
よって議第10号は原案どおりと決定いたしました。  
退席された委員は自席へお戻りください。  
退席されていた3名の委員に報告いたします。只今議題になっております、議第10号は可決決定いたしました。

続きまして、議第11号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題とします。  
この案件につきましても、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に基づき、利害関係者は議事に参与することができないということで、貸借関係の方につきましてはご退席をしていただくことで進めます。  
第19番 岩井 委員に退席を求めます。  
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議第11号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてをご説明いたします。  
議案書の4ページをお願いいたします。資料は別紙Cになります。  
当議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19号第3項の規定により作成された、農用地利用集積等促進計画案について、本委員会の意見を求めるため、提出されたものです。  
内容は別紙Cの明細書のとおりです。では、別紙Cの1ページをご覧ください。  
中間管理機構を通して、貸借権が設定されるのは、合計8筆 11, 243㎡です。  
別紙Cの2ページをご覧ください。権利が移転されるのは、合計48筆 110, 019㎡です。事務局からの説明は以上となります。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。  
ご質疑はございませんか。  
ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
それではこれより議第11号の採決に入ります。お諮りいたします。  
議第11号を意見なしとして原案のとおり、認めることについて賛成の方は挙手をお願いします。  
挙手全員と認めます。  
よって、議第11号は議案どおりと決定いたしました。  
退席された委員は自席へお戻りください。

退席されていた岩井 委員に報告いたします。

只今議題になっております、議第11号は可決決定いたしました。

続きまして、議第12号 農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。

まず、事務局の説明を求めます。

事務局 議題12号 農業振興地域整備計画の変更についてをご説明いたします。

議案書の5ページをお願いいたします。資料は別紙Dになります。

当議案は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、農業委員会へ意見を求めるものです。

詳細につきましては、農林水産課の担当よりご説明させていただきます。

農林 右上に別紙Dと書いてある資料の2ページ目をご覧ください。

水産課 まず、今回の趣旨について、ご説明いたします。

現在、農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づき、市長から野洲市農業委員会の立入会長へ、いわゆる青地、白地などを定めている計画である、野洲農業振興地域整備計画の一部を変更することについて、意見照会をさせていただいております。

これを受けて、今後も守り続けるべき農地であるかという点を主眼に、先月の総会后、農地部会のみなさまに議論をしていただいたところです。

これらを踏まえたご意見をいただきたいということが、本日の趣旨でございます。

それでは、変更案の概要についてご説明いたします。

Dの4ページをご覧ください。

表の中段の左から5列目の部分からですが、対象の土地は●●●番、ここには記載がありませんが、登記地積279㎡のうちの48㎡でございます。

次に、Dの5ページをご覧ください。

中央部の赤い矢印の先端に対象土地があります。周辺の青色の部分がいわゆる青地です。

わかりにくいですが、少し上によこ一直線の白い部分があります。これは、現在整備が進んでいる大津湖南幹線です。対象土地の右側すぐそばには、住宅が広がっています。

つづいて、Dの6ページをご覧ください。

こちらはよりズームにした図です。対象土地の上側には大津湖南幹線、すぐ右側には集落があり、周辺の青色の部分は細かいほ場が多く、防草シートが張られている農地が目立つ状況です。

つづいて、Dの8ページをご覧ください。

こちらは、現況写真です。赤色の点線の中に要請地と書いてある部分が対象の土地で、上段の写真の奥に写る住宅に住まわれている方が、計画の変更を要請された方です。

農業振興地域整備計画は、国の指針や県の方針と同意などを受けて市町が定めるもので、その変更は、原則、法律により概ね5年ごとに実施するとされている基礎調査 1年ほどかけて行うことが多い調査ですの結果により、変更の必要が生じたときに、農業委員会をはじめとする関係機関や住民等の意見、知事の同意を得て行います。これを、いわゆる全体見直しと呼んで

います。

ただし、情勢の推移などに応じて必要があるときは、複数の要件を満たす場合に限って、緊急的に個別に、色を変える＝計画の一部を変更することも認められています。今回のケースは、後者に当たります。

最後に、今回の判断に至った理由についてご説明いたします。

主な理由は、次の2点です。

1点目は、大津湖南幹線の整備を主な理由として、●●●地区は従前から、次回の全体見直しの際に変更する必要性が高く、検討を進めている区域であったということです。

2点目は、次回の全体見直しまで待てない、要請者の事情があったということです。

具体的には、要請者家族は、現在、Dの8ページの写真に写っている狭い敷地内に何とか3台を駐車されていますが、奥様の通勤用の車を止めるスペースが必要となりました。そこで、要請者のお父様が所有する土地の一部を駐車場用地にしたいと希望されています。

なお、●歳の要請者は、製造業に従事されていて、専業の農業者ではなく、現在は、●歳の父を手伝う程度であるが、自分が定年退職した後は、父の農業を引き継ぎたいと思っているとの意思表示をされています。

また、今回の変更ができた暁には、分筆登記をした上で、農地転用の手続を行う予定をされています。

以上のことから、次回の全体見直しを待たず、緊急的に、個別対応で、必要最小限の面積に限り、農用地区域から除外するのが妥当であると判断した次第です。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 続いて、島村 農地部会長より報告をお願いします。

島村農地 去る2月13日総会終了後、令和5年度野洲市農業委員会 第3回農地部会を開催し、農業振  
部会長 興地域の整備に関する法律施行規則の規定に基づき、野洲市長より意見照会がありました、  
農業振興地域整備計画の変更についての審議を行いました。

計画の変更内容については、●●●番、地目 畑、地積279㎡のうち48㎡を、農業振興地域から除外することにより、青地農地から白地に変更する事であり、農林水産課職員より説明を受けました。

委員より、関係団体との協議状況や分筆登記に関する事、また、農業施設用地に変更する事等について質問がありました。

関係団体の協議については、野洲川下流土地改良区やJAにも意見照会を行っている。

また、分筆登記については、農業委員会に転用申請を行うまでには、実施する計画である。

また、農業施設用地の変更については、青地からオレンジに変更する軽微変更であり、短期間で変更が可能であるが、将来、家族が農業に従事する意思が不明であることから、時間を要しても白地に変更したい意思を持っておられるとのことでありました。

その他の質問もありましたが、今回の意見照会に反対する意見等はありませんでした。

対象農地は湖南幹線の供用開始もある事、近隣に駐車場を設ける土地が無い事、臨時での必要



最小限の面積である事、また、農業振興地域整備計画の見直しを令和8年頃に計画されており、対象農地も見直し対象としている事等により、野洲市長から意見照会のありました農業振興地域整備計画の変更について農地部会での審議結果は、意見がない旨の確認を行い、承認をいただきました。

なお、その他として、次回の地域整備計画の見直しにおいては、家の隣まで青地である事、現在各地域で進めている目標地図の作成等を踏まえ、慎重に検討願いたいとの要望がありましたので、併せて報告いたします。以上が、農地部会での審議結果報告です。

議 長 説明と報告が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。  
第5番 中濱 委員。

中濱委員 地図でオレンジ色に塗られている土地はどういったものでしょうか。

農林 農業用施設用地はオレンジ色に塗られています。  
水産課

中濱委員 今回の申請地は、今後白地に見直される区域内にある農地という認識でよろしいか。

農林 その通りになるか分かりませんが、変更時には見直さなければいけない区域であると認識し  
水産課 ています。

議 長 他に質疑はございませんか。  
質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。  
議第12号を意見なしとして原案のとおり、認めることについて賛成の方は挙手をお願いします。  
挙手全員と認めます。  
よって、議第12号は議案どおりと決定いたしました。  
以上で、本日の議事案件の審議は終了いたしました。

続きまして、日程第4 報告案件にはいります。  
報告第4号 土地利用協議書についてを議題とします。  
それでは、事務局の報告を求めます。

事務局 報告第4号 土地利用協議書についてをご説明いたします。  
議案書の6ページをお願いいたします。  
資料は別紙Aに戻りまして、5ページになります。  
案件は1件です。

●●●番、登記地目 田、現況地目 宅地、面積307㎡のうち1.44㎡について、届出人 ●

●●から、携帯電話無線通信局に転用するため土地利用協議書の届出があったものです。  
申請地の転用許可については、既に立っている通信用アンテナのコンクリート柱の建替え工事に伴うものです。事務局からの説明は以上となります。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。  
ご質疑はございませんか。  
ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
これをもって、報告案件は終了いたしました。  
以上をもちまして、令和6年第3回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 10時 7分